八千代町長 殿

相談年月日 年 月 日

移住支援金移住前相談票

【わくわく茨城生活実現事業実施要領】に基づき、本申請の要件を満たす予定のため、 移住前に移住支援金の事前相談をいたします。

1 申請者欄

	H 1013							
フリガナ					性別	生年月日		
氏名						日	年	月
現住所		₸						
電話 番号			メールアドレス					

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

2 与正人放业。	1 3.11 (1	N —) WIN	-0 61	,,, , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	• /				
					世帯の場合は同時に移住した家族の 人数(申請者は含まない)				人
単身・世帯	・世帯 単身 世帯 同時に移住した家族のうち申請 の属する年度の4月1日時点で 未満の世帯員の人数(配偶者を		で 18 歳	人					
移住支援金 の種類		就業		起業		テレワーク		関係	入口
転入予定日:	年	三月	日						

3 確認事項 (別紙チェックリスト参照)

注意事項

- ・八千代町あてに当申請書を提出しなかった場合は、移住支援金の支給ができません。 また、申請時に予算に達していた場合は、移住支援金を支給できない場合があります。
- ・転入日から3か月経過後(併せて、就業の場合は就業3か月経過後又は起業支援金交付決定後)には、 速やかに本申請を行っていただきますよう、お願いいたします。

八千代町移住支援金 チェックリスト

- ・この制度は、本申請した日から5年以上継続して八千代町に居住する意思があることを条件としています。
- ・災害、病気等のやむを得ない事情を除き、申請後5年以内に町外に転出された場合は、返金の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。

1 移住元に関する要件								
(1)住民票を移す直前の 10 年間について、下記①~③のいずれかに該当する								
	①「東京 23 区に住民票を置いている期間」が通算5年以上である。							
	②「東京圏(東京都 23 区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京 23 区へ通勤(雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)していた期間」が通算5年以上である。 なお、東京圏(東京都 23 区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京 23 区内の大学等へ通学していた方で、東京 23 区内の企業等へ就職した方については、通学期間も対象期間とすることができる。							
	③「上記①と②を合算した期間」が通算して5年以上である。							
(2)1	・ 住民票を移す直前の1年間について、下記①~③の <mark>いずれか</mark> に該当する	はい・いいえ						
	①「東京 23 区に住民票を置いていた期間」が連続して1年以上である。							
	②「東京圏(東京都 23 区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京 23 区へ通勤(雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)していた期間」が連続して1年以上である。 なお、東京圏(東京都 23 区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京 23 区内の大学等へ通学していた方で、東京 23 区内の企業等へ就職した方については、通学期間も対象期間とすることができる。※東京 23 区への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該一年の起算点とすることができる。							
	③「上記①と②を合算した期間」が連続して 1 年以上である。							

2 移住先に関する要件 はい・いいえ 下記(1)~(5)のいずれかに該当する (1)テレワークに関する要件 下記①~④の全てに該当する ①所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠 とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 ②転入から交付申請までの間、勤務日の1/5を超えて、所属先企業等へ行かず、移住先に おいて業務を行っていること。 ③デジタル田園都市国家構想交付金又はその前歴事業を活用した取組において、所属先企業 等から当該移住者に資金の提供がなされていないこと。 ④申請者若しくは同一世帯の者が移住先の市町村において住宅を新築又は購入したこと。な お、同一の住宅に対して、移住支援金を複数回申請することは認められない。

(2)関係人口に関する要件 下記①~④のいずれかに該当する							
	①クラインガルテン八千代の滞在型又は日帰り型の利用登録をしたことがあること。						
	②茨城県が行う「関係人口創出事業」に参加したことがある者。						
	③「八千代町空き家バンク制度」に利用登録し、媒介業者を通して購入や賃借をした者。						
	④八千代町内の事業所に就職又は起業し、八千代町内に住宅を購入した者。						
(3)	就職に関する要件(一般の場合) 下記①~⑦の全でに該当する						
	①勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。						
	②就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載していること。	いる求人であ					
	③就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を利人への就業でないこと。	外のでいる法					
	④週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して、職していること。	3 か月以上在					
	⑤求人への応募日が、当該求人がマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日 以降であること。						
	⑥当該法人に交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思を有していること	- 0					
	⑦転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であるこ	<u>-</u> ک					
(4)	就職に関する要件(専門人材の場合) 下記①~⑤の <mark>全て</mark> に該当する						
	①勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。						
	②週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して、 職していること。	3 か月以上在					
	③当該就業先に交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思を有しているこ	<u>-</u> ک					
	④転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であるこ	_ کی					
	⑤目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが こと。	が前提でない					
(5)起業に関する要件							
	交付申請の日前1年以内に県実施要領に基づき実施する地域課題解決型起業支援 起業支援金の交付決定を受けていること。	援事業に係る					
3 -	その他の要件						
下記	①~②の全てに該当する	はい・いいえ					
	①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと。						

②日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別 永住者のいずれかの在留資格を有すること。

4 世帯の場合 下記①~⑤の全てに該当する □ ①申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属している。 □ ②申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。 □ ③申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、この要綱の施行日以後に転入したこと。 □ ④申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入日から3か月以上1年以内であること。

⑤申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と

関係を有する者でないこと。